

みんなの人権

フェスティバル2022～未来へつなごう いのち輝くために～

日時 12月10日(土) 11:00～16:00

場所 倉吉未来中心 アトリウム・小ホール

主催 鳥取県人権啓発活動ネットワーク

講演会 小ホール13:30～15:35

絵本の朗読「せかいにひとりだけのぼく」

絵本作家 Haiji さん

講演 「せかいにひとりだけのきみに」

オニイタレント 竹紫 春翔 さん

トークライブ「心を支える 言葉のちから」 講師 石川 達之 さん



人種や個性、年齢、性別をこえてみんなで楽しんで人権を学びましょう。
各、倉吉市人権文化センターにチラシを配布しています。どうぞご覧下さい

マイナンバーカードを申請しましょう

市民課(市役所第2庁舎)での申請

◎市役所第2庁舎に来庁いただき申請のサポートをします。

◎タブレットで顔写真を撮影しますので、写真のご持参は不要です。

(事前予約によりスムーズに申請ができます)

◎マイナンバーカードは本人限定郵便で届きますので、再度の来庁は 必要ありません。

申請に必要なもの

□ 本人確認書類(写真付書類1点または写真が付いていない書類2点)

詳しくはお問い合わせください。

□ 通知カード □ 個人番号カード交付申請書

※書類を紛失した場合は申し出てください。

窓口受付時間: 平日8:30～17:15(土・日・祝日は休み)

マイナンバー専用ダイヤル (☎27-0007)



マイナポイントをゲットしよう



まきすな

倉吉市人権文化センターだより

2022年12月1日 発行 No.143号

発行所: 倉吉市人権文化センター

住所: 倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX: 0858-22-4768

メールアドレス: jinkenbunka@ncn-k.net



ウクライナの伝統文化アート (ペトリキウカ)を作ろう!



ペトリキウカは平和や幸せを願って描かれるウクライナの伝統文化アートです。

カラフルな絵の具を使って、画用紙に模様を描き出してみましょう!

日時 … 12月10日(土)
9:30～11:00

場所 … 倉吉市人権文化センター

講師 … マリーナ・ピロコバ さん

参加費 … 200円(材料代) 当日持参

申し込み… 0858-22-4768 までお電話ください!

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、

先着10名とします。(12月8日まで)

お問い合わせ…0858-22-4768 (倉吉市人権文化センター)



人権週間

12月4日～10日

人権週間は、1948年12月10日に国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されたことを踏まえ、12月4日～10日まで人権週間と定め人権啓発活動に取り組んでいます。周りの人と仲良く暮らしていくには、優しさや思いやりは必要ですが、そのことがイコール人権ではありません。人権は、人が幸せに生きるための一つ一つが保障されるということです。2021年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例が改正されました。（以下文章）人権と何か一緒に考えてみましょう。

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（改正後全文）

★前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等でありとして尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

（目的）第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

第7条（差別のない社会づくりの推進）

何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い



「障がいのある人の人権」～精神障がい～

倉吉市では、あらゆる差別をなくする総合計画が策定されています。その中に「障がいのある人の人権」があります。障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、住み慣れた地域で生活できる「共に生きる社会」をめざしています。

★ 精神障がいとは ★

精神障がいとは、何らかの脳の器質的変化あるいは機能的障害が起こり、さまざまな精神症状、身体症状、行動の変化が見える状態です。

風邪を引いて熱が出たり、アレルギーで失神がでるのと同じで、脳内で生物学的な変化が起こって症状が現れるものです。特別視することはありませんが、症状の変化に本人が気がつかなくなったり、周りから見ても理解が出来ないため難しいこともあります。

精神障害の多くは、「うつ」や「不安」から来ることも多くありますが、これだという決定な理由は分かりません。ただ、気持ちの持ちようと言うことではなく、「脳の病気」と理解してほしいものです。（インターネットより厚生労働省）

・うつ病

うつ病は、100人いれば2～3人はうつ病の症状がみられ、一生のうちでは7～8人に1人はうつ病にかかる、という統計があるほど頻度の高い病気で、「こころの風邪」とも言われています。

症状としては気分の落ち込みや意欲の低下脳の機能全体が落ち、集中力・記憶力・判断力の低下やさまざまな身体症状も現れます。

うつ病の大きな原因は、いじめから来るひきこもりや社会に出ると労働環境が最も多いです。いじめは大きな社会問題です。

倉吉市の市民意識調査（2012年）

障がいのある人の人権について、「差別や偏見がある」と答えた人は、35.7%でした。過去5年間のうち人権侵害を見聞きしたことはありますか7.7% そのうち精神障がいのある人に関する事象は40.5%あり高い数字があります。今後の取り組みが必要とされています。

倉吉市精神障がい者の家族会

精神障がいがある人の家族で組織され、本人やその家族の人権が守られ、安心してのびのびと暮らせる社会を目指して活動している団体です。同じ思いを持つ会員が集まり、悩みや苦しみを共有し、少しでも安心して暮らせるような活動をしています。精神の病気や障がいは誰でもなりうる可能性があり、本人の性格や育った環境により発症するものではありません。誰にも相談できず、ひとりで悩んでおられる方。一度相談してみませんか。

問い合わせ先：倉吉市精神障がい者家族会事務局（倉吉市社会福祉協議会内）

精神障がいについてまだまだ知らないことがたくさんあります。

これから啓発していきますのでよろしくお願いします。

